

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

日向市

## 2 構造改革特別区域の名称

日向市地域特産物リキュール特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

日向市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地勢と気候

日向市（以下「本市」という。）は総面積 336.93 km<sup>2</sup>で、宮崎県の北東部に位置し、重要港湾である細島港を有する自然豊かな港湾工業都市である。

平成 28 年に東九州自動車道の北九州～宮崎間が開通したことから、宮崎市や福岡市、北九州市等の都市へのアクセスが飛躍的に向上し、細島港を核とした「東九州の扇の要」としての成長がますます期待されている。

また、気候は年平均 17℃と温暖で、年間日照時間が 2,000 時間を超える等、全国でも有数の晴天地域である。

この温暖な気候を活用して、本市では特産の香酸柑橘「へべす」をはじめ、マンゴーやミニトマト、イチゴ、温州みかん等の農産物が栽培されており、日向灘ではイワガキやマグロ等の水産物も水揚げされる。

以上のような、温暖な気候、恵まれた自然環境、そしてゆったりとした人間味あふれる空間の中で、市民や本市を訪れる人々が笑顔で穏やかに過ごしているまちのイメージを伝えるために、平成 29 年 3 月に策定した本市の第 2 次総合計画では「リラックスタウン日向」をキャッチフレーズに定め、心豊かな幸せな暮らしの実現に向けて、市民との協働によるまちづくりを推進している。

### (2) 人口

本市の人口は 61,761 人（H27 国勢調査）である。本市は、日向・東臼杵郡地域の中心市として、昭和 50 年代半ばまでは、社会増加と自然増加により人口が順調に増加し続けていた。

その後、昭和 50 年代半ば以降は社会減少に転じたものの、それを自然増加が補う形で緩やかな減少傾向が続いていたが、平成 17 年以降は自然増加も止まり、平成 22 年からは自然減少に転じたことから急激な人口減少が進行している。

平成 27 年の国勢調査では平成 22 年に比べると 1,462 人（約 2.3%）の減少と過去最大の減少数・減少率となっている。

人口減少（特に社会減少）の大きな原因の一つとして若い世代の流出が挙げられている。本市には大学等の高等教育機関が無く、若者が望む就職先が少ないことがその大きな理由とされている。

15 歳以上の労働力人口は 30,944 人（H27 国勢調査）であり、平成 22 年の 32,005 人と比較すると、1,061 人（約 3.3%）の減少となっている。

### （3）産業

本市の就業者数は 29,446 人（H27 国勢調査）で、産業別の内訳は、第一次産業 2,123 人（7.3%）、第二次産業 8,642 人（29.7%）、第三次産業 18,299 人（63.0%）、となっている（※分類不能 382 人）。

本市の産業構造の特徴としては、重要港湾・細島港を核として立地している製造業を中心とした第二次産業の構成比の高さがあげられ、全国や宮崎県と比べても高い割合である。細島港周辺の港湾地域には、木材関係や化学系等の国内外を支える素材産業が立地している。

第一次産業については、全国的な課題と同様に、担い手不足や高齢化の課題を抱えているが、稲作を中心に畜産・野菜・果樹等を組み合わせた複合経営により、様々な農畜産物が生産されている。特に本市の特産である香酸柑橘「へべす」については、生産者と連携しながら、日向ブランドとして消費拡大や生産力向上に積極的に取り組んでおり、実践型地域雇用創造事業においては、「ひゅうがの素材を活かした加工品開発・販路開拓事業」として取り組み、加工品開発で一定の成果を挙げている。また、マンゴーとミニトマトは本市の主要品目であり、マンゴーはふるさと納税の主力返礼品として全国に広く周知され、ミニトマトは平成 30 年度に J A 日向が主体として、トレーニングセンターを開設する等、新規就農者の支援を行っている。

第三次産業については、産業別従事者の割合によると、全国や県と比較してやや低い状況にあり、特に事務系や販売系の業種への就業願望が高い女性や若者の就業の場を広げて欲しいとの要望が強くなっている。

### （4）規制の特例措置を講じる必要性

本市の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の拡大、農業生産基盤の維持管理経費の増大等厳しさを増している。

そのため、農業後継者や新規就農者等新たな農業の担い手の育成を図るとともに、地域資源を生かした農畜産品のブランド化や農商工連携、六次産業化を促進し、「儲かる農業」を実現させ、農業者の安定した生活を確保することが求められている。

その方策の一つとして、規制の特例措置を活用して、本市の生産者や事業者等が特産物を活用したリキュール製造に参入しやすい環境を整備し、

本市の特産物ならではの加工品の開発やブランド化の推進を図ることで、原材料確保のための生産拡大や新規就農者の増加、さらにはさまざまな業種による六次産業化へつながり、本市の農業振興並びに経済循環等「儲かる農業」へつながるものと考えている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市の香酸柑橘「へべす」については、これまでさまざまな消費拡大活動に取り組んできたことにより需要が徐々に増加している。

需要増加の要因については、「へべす料理」の紹介や本市にゆかりのある著名人を「へべす大使」に任命する等、地道な消費拡大活動のほか、他の柑橘類と比較して、果汁が絞りやすい、種が少ないといった使いやすさに加え、人間に必要な必須アミノ酸9種類のうち8種類が含まれているという栄養的性質もあると考える。

また、マンゴー等の特産品については、異業種による新開発のコラボレーション等による加工品の開発も行われ、各品目の魅力をそれぞれ発信してきた。

加えて、生産者や事業者等と連携をして、販売促進活動を行う等、農業の振興を通じた地域活性化に取り組んできたが、担い手の確保や農業所得の向上にはさらなる取り組みが必要である。

今回、規制の特例措置を活用することで、「へべす」をはじめ本市の各種特産品を活用したりリキュールをさまざまな事業者が製造することにより、原材料確保のための生産拡大や新規就農者の確保、農商工連携の促進等による地域並びに経済の活性化に幅広い効果がもたらされることが考えられ、その意義はたいへん大きいと認識している。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することにより、本市の特産品（「へべす」、マンゴー、ミニトマト等）を原料としたリキュール製造が小規模でも可能となり、生産者だけでなく、さまざまな事業者が新規事業として参入しやすくなり、そのことで農商工連携による六次産業化の促進も期待される。

また、本市の独自の特産品の一つとしてリキュールが定着することで、農家所得の向上や原材料となる農産品の生産維持及び拡大等を図り、さらに、本市の農業や商工業の施策と組み合わせることで、遊休農地・耕作放棄地の解消や担い手の確保、経済循環の促進を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす社会的効果

構造改革特別区域計画を実施することにより、新たなブランド品の開発や六次産業化の促進が図られるとともに、農商工のさまざまな分野の事業者等が連携しそれぞれにビジネスチャンスが創出されることが期待される。

また、本市の特産品である「へべす」やマンゴー、ミニトマト等がリキュール製造を通して注目されることにより、需要の増加や高付加価値化が見込まれ、農家所得の向上や経営維持拡大、担い手の確保を図る。

加えて、この取組を地域の事業者等が主体となって取り組むことにより、市内外に広く情報発信をすることで、地域特産品の魅力の再認識につながるとともに、経済の循環を高めることができ、さらには「へべす」やマンゴー、ミニトマト等の農場めぐりツアーといった生産者と消費者の顔の見える機会の創出・交流人口の増加や関係人口の増加も期待できる。

**【特産酒類の製造に関する目標】**

区分	平成 31 年度	平成 33 年度	平成 35 年度
特産酒類製造事業者数	1 件	1 件	2 件
酒類の製造数量	1.15 kℓ	1.15 kℓ	2.20 kℓ
特産酒類の新商品数	2 点	2 点	3 点

**8 特定事業の名称**

709（710、711） 特産酒類の製造事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（へべす、マンゴー、イチゴ、みかん、梅、ミニトマト、日向夏、キウイフルーツ、ブルーベリー、ぶどう、柿又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### （1）事業に関する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

#### （2）事業が行われる区域

日向市の全域

#### （3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### （4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（へべす、マンゴー、イチゴ、みかん、梅、ミニトマト、日向夏、キウイフルーツ、ブルーベリー、ぶどう、柿）を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物（へべす、マンゴー、イチゴ、みかん、梅、ミニトマト、日向夏、キウイフルーツ、ブルーベリー、ぶどう、柿又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農家経営の多角化や新たな特産物及びブランドの創出、農業生産の拡大等の農業振興を図る。また、さまざまな事業者が絡むことに

より、地域経済の循環が促進される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、納税当局の検査や調査の対象とされる。

本市は無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。